

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程

平成16年 4月 1日

自機規程第10号

最終改正 令和 6年 1月25日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）に基づき、就業規則第3条が適用される職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、職員から申出があった場合において、当該職員の指定する職員本人の預貯金口座へ振り込むことによって支給する。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の種類)

第3条 職員（第5条第2項第4号及び第5号の適用を受ける者（以下「本給年俸表適用者」という。）を除く。）の給与は、本給及び諸手当とする。

2 前項の本給には、第29条の規定による本給の調整額を含む。

3 第1項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手当、特地勤務手当、準特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、半日直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び研究代表者等特別手当とする。

4 職員（本給年俸表適用者に限る。）の給与は、本給、業績給及び諸手当とする。

5 前項の本給は、研究教育職本給年俸表（一）又は研究教育職本給年俸表（二）に定める基本給の額の12分の1の額に第29条の規定による本給の調整額を加えたものとする。

6 第4項の業績給は、別に定める機関の長裁量加算の額を含み、業績給の12分の1の額を業績給の月額とする。

7 第4項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手当、特地勤務手当、準特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、半日直手当、管理

職員特別勤務手当，初任給調整手当，寒冷地手当及び研究代表者等特別手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給，業績給の月額，扶養手当，管理職手当，特別調整手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，在勤手当，衛生管理者手当，特勤勤務手当，準特勤勤務手当及び初任給調整手当は，その月の月額の全額を毎月17日に，特殊勤務手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当，半日直手当及び管理職員特別勤務手当は，その月の分を翌月17日に支給する。ただし，支給日（この項において，毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に，支給日が月曜日で，かつ，休日に当たるときは，支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は，6月30日及び12月10日に支給する。ただし，支給日（この項において，6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。

3 寒冷地手当は，毎年11月から翌年3月までの給与の支給日に支給する。

4 研究代表者等特別手当は，6月30日に支給する。ただし，支給日（この項において，6月30日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。

(本給の決定及び適用範囲並びに業績給の決定)

第5条 職員の受ける本給は，所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって，職務の複雑，困難及び責任の度に基づき，かつ，勤労の強度，勤務時間，勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般職本給表（一）（別表第1）
- 二 一般職本給表（二）（別表第2）
- 三 研究教育職本給表（別表第3）
- 四 研究教育職本給年俸表（一）（別表第4）
- 五 研究教育職本給年俸表（二）（別表第5）

3 前項に掲げる，各本給表の適用範囲は，次に定めるところによる。

- 一 第1号の適用を受ける者 技術職員，事務職員（次号に規定する者を除く。）
- 二 第2号の適用を受ける者 事務職員のうち，自動車運転員又は環境保全員
- 三 第3号の適用を受ける者 研究教育職員
- 四 第4号の適用を受ける者 研究教育職員のうち，別に定める者
- 五 第5号の適用を受ける者 研究教育職員のうち，別に定める者

4 第2項第1号から第5号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準

的な職務の内容並びにその級別の資格基準は、別に定める。

5 職員（本給年俸表適用者に限る。）の受ける業績給（機関の長裁量加算を除く。）は、業績評価に基づき決定する。

（本給年俸表適用者の給与）

第5条の2 本給年俸表適用者の給与については、この規程に定めるもののほか、別に定める。

（本給の訂正方法）

第6条 職員の給与が第5条の規定に合致しないと認めるときは、その本給を訂正することができる。

（初任給）

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

（昇級及び降級）

第8条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇級基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇級させることができる。

2 勤務成績が良くない等別に定める降級基準に該当した者は、1級下位の級に降級させることができる。

3 職員を昇級又は降級させる場合のその者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

（昇給）

第9条 職員（第5条第2項第4号に定める本給表の適用を受ける者を除く。）の昇給は、第11条で定める日に、同日前において次の各号に掲げる本給表の区分に応じた日以前1年間におけるその者の勤務成績に対して行うものとする。

一 一般職本給表（一）及び一般職本給表（二） 12月31日

二 研究教育職本給表及び研究教育職本給年俸表（二） 9月30日（当該本給表適用者の的確な目標設定や、その勤務成績の適切な評価を反映することが著しく困難であると機関が認める場合は、機関が定めた日）

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は研究教育職本給表若しくは研究教育職本給年俸表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（一般職本給表（一）の適用

を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は研究教育職本給表若しくは研究教育職本給年俸表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「0号給」とする。

（昇給の範囲）

第10条 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

（昇給の時期）

第11条 第9条に規定する昇給の時期は、毎年1月1日とする。ただし、機構が特に認めた場合には、この限りではない。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である者（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（次の各号に掲げる者（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

一 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者

二 研究教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者

三 研究教育職本給年俸表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者

四 研究教育職本給年俸表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間

にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を機構に届け出なければならない。
 - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、解雇され、又は死亡した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始について

は、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）9級以上職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）9級以上職員以外の者が一般職（一）9級以上職員となった場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外の者が一般職（一）8級職員等となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（管理職手当）

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の額は、別に定める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額
の100分の25を超えないものとする。

3 管理職手当には、勤務が深夜（22時から翌5時）に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

4 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（特別調整手当）

第14条 特別調整手当は、別に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 特別調整手当の月額、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、別に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、特別調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(広域異動手当)

第14条の2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として機構が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として機構が定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当を支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 機構が定める者から引き続き職員となった者（雇用の事情等を考慮して機構が定める

者に限る。)又は異動等に準ずるものとして機構が定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務箇所に変更があつたものには、機構の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により特別調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該特別調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該特別調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(自然科学研究機構宿舎規程及び国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎等(以下「機構の指定した宿舎」という。)を貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)
 - 二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(機構の指定した宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額)とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(通動手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額。
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
 - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
 - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
 - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 - ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 - ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- 三 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額とする。
- 3 事業場を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該異動の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号

に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額とし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、人事交流の確保及び自動車等を使用することによる安全配慮が必要と機関の長が認める場合は、「2分の1」とあるのは「2分の2」と、「20,000円」とあるのは「40,000円」とする。

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の職員、国家公務員及び地方公務員（以下「国家公務員等」という。）から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 事業場を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居

することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して機構が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして機構が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の職員、国家公務員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて次の各号に掲げる特殊勤務手当を支給する。

- 一 高所作業手当
- 二 爆発物取扱等作業手当
- 三 超高地勤務手当
- 四 放射線取扱手当

- 2 特殊勤務手当を支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（衛生管理者手当）

第19条 衛生管理者手当は、衛生管理者として命ぜられ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条の業務を行う者に支給する。

2 衛生管理者手当の月額は、1, 200円とする。

(特地勤務手当)

第20条 特地勤務手当は、離島その他生活の著しく不便な地に所在する事業場又は観測所に勤務する職員に支給する。

2 特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で機構が別に定める。

3 特地勤務手当は、職員の給与が第40条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

4 前3項に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(準特地勤務手当)

第21条 準特地勤務手当は、前条第1項に規定する地又は機構が指定するこれらに準ずる地に勤務する職員のうち、異動又は事業場の移転により勤務することとなった職員が、その異動に伴って住居を移転した場合に支給する。

2 準特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の月額の合計額に100分の4以内を乗じて得た額とする。

3 前条第3項の規定は、準特地勤務手当について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、準特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(在勤手当)

第22条 在外勤務場所に勤務する国立天文台の職員（在外勤務場所の所在する国以外に生活拠点があった者に限る。ただし、機構が特に認める場合はこの限りではない。）に、在勤手当を支給する。

2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、配偶者同行手当及び子供教育手当とする。

3 在勤基本手当の月額は、次表に定める在外勤務場所に依じて、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第10条第1項の規定に基づき定める在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下この項において「政令」という。）別表第1の第2号から第6号までに定める額に100分の85を乗じて得た額とする。

在外勤務場所	政令に定める所在国又は所在地	1号	2号	3号	4号	5号
		研究教育職本給表、研究教育職本給年俸表	研究教育職本給表、研究教育職本給年俸表	研究教育職本給表、研究教育職本給年俸表	研究教育職本給表、研究教育職本給年俸表	研究教育職本給表、研究教育職本給年俸表

		(一) 及び研究教育職本給年俸表 (二) 5級の職員	(一) 及び研究教育職本給年俸表 (二) 4級の職員	(一) 及び研究教育職本給年俸表 (二) 3級の職員	(一) 及び研究教育職本給年俸表 (二) 2級の職員	(一) 及び研究教育職本給年俸表 (二) 1級の職員
		一般職本給表 (一) 9級以上の職員	一般職本給表 (一) 7級及び8級の職員	一般職本給表 (一) 5級及び6級の職員	一般職本給表 (一) 3級及び4級の職員	一般職本給表 (一) 1級及び2級の職員
国立天文台ハワイ観測所	ホノルル	ホノルル2号	ホノルル3号	ホノルル4号	ホノルル5号	ホノルル6号
国立天文台チリ観測所及びアルマプロジェクト	チリ	チリ2号	チリ3号	チリ4号	チリ5号	チリ6号
国立天文台カリフォルニア事務所	ロサンゼルス	ロサンゼルス2号	ロサンゼルス3号	ロサンゼルス4号	ロサンゼルス5号	ロサンゼルス6号

4 前3項に規定するもののほか、在勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(超過勤務手当)

第23条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員勤務時間、休暇等規程（平成16年自機規程第5号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）第9条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間（休日における勤務を含む。）を超えて勤務した全時間（以下「時間外勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の135までの範囲内で当該次に掲げる各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に時間外勤務時間及び休日に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合

は、100分の175)の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 勤務時間、休暇等規程第5条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項各号及び第24条本文で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

3 前項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(休日給)

第24条 就業規則第24条の規定による休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員(休日に当然勤務することになっている交替制勤務者を含む。)が勤務した場合には、その実際に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に休日に勤務した全時間及び時間外勤務時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前項における休日には、これらの日に準ずるものとして機構が指定する日を含むものとする。

3 前2項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(夜勤手当)

第25条 正規の勤務時間として22時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 第23条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給、これに対する特別調整手当、広域異動手当、管理職手当、衛生管理者手当、特地勤務手当

(扶養手当を基礎として算出した部分は除く。), 準特地勤務手当(扶養手当を基礎として算出した部分は除く。), 初任給調整手当及び業績給の月額合計額を155で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず, 第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は, 当該勤務が, 第18条に規定する特殊勤務手当を受ける勤務に従事した場合には, 当該勤務に係る1日の額を7.75で除して, 前項の規定による額に加算した額とする。

(宿日直手当)

第27条 勤務時間, 休暇等規程第12条に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員には, その勤務1回につき10,400円を支給する。

- 2 前項の勤務のうち, 1回の勤務時間が5時間未満の場合(半日直勤務)については, 100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤務は, 第23条から第25条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第28条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間, 休暇等規程第5条に規定する休日に勤務した場合は, 当該職員には, 管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか, 管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は, 当該職員には, 管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は, 次の各号に掲げる場合の区分に応じ, 当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 第13条第2項に規定する職務区分に応じ, 同項の規定による勤務1回につき次に定める額とする。ただし, 同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して, 実働時間が6時間を超える勤務にあつては, それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

イ I種適用職員 12,000円

ロ II種適用職員 10,000円

ハ III種適用職員 8,500円

ニ IV種適用職員 7,000円

ホ V種適用職員 6,000円

二 第2項に規定する場合 第13条第2項に規定する職務区分に応じ, 第2項の規定による勤務1回につき次に定める額とする。ただし, 第1項の勤務をした後, 引き続き第2項の勤務をした職員には, その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

イ	I種適用職員	6,000円
ロ	II種適用職員	5,000円
ハ	III種適用職員	4,300円
ニ	IV種適用職員	3,500円
ホ	V種適用職員	3,000円

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(本給の調整額)

第29条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額 $\frac{100}{25}$ を超えるときは、本給月額 $\frac{100}{25}$ に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第30条 初任給調整手当は、研究教育職本給表、研究教育職本給年俸表(一)及び研究教育職本給年俸表(二)の適用を受ける職員の職で、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有するものには月額51,100円を、採用の日から35年の期間、採用の日(採用後別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解雇された職員又は死亡した職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給月額に本給の調整額を加えた額(以下「本給の月額」という。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(次表(2)に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び

広域異動手当の月額合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（次表（3）に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額）を加算した額（以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として、（1）に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表（4）に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

（1）期別支給割合

基準日	職員区分ごとの期別支給割合	
	一般の職員	特定管理職員
6月1日	100分の122.5	100分の102.5
12月1日	100分の122.5	100分の102.5

備考 特定管理職員は、（3）①及び②の適用を受ける職員（管理職手当の区分Ⅰ種及びⅡ種の適用職員に限る。）をいう。

（2）職務加算

① 研究教育職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
研究教育 職本給表	5級の職員	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級・3級の職員	100分の10（別に定める職員にあっては100分の15）
	2級・1級の職員 （別に定める職員に限る。）	100分の5

② 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
一般職 本給表（一）	8級以上の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職	5級の職員	100分の10

本給表（二）	4級の職員	100分の5
	3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

(3) 管理職の地位にある職員の本給の加算

① 研究教育職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
研究教育職 本給表5級	第13条第2項に規定する職務区分Ⅱ種の職員	100分の15
	同条職務区分Ⅲ種の職員 (特に機構が認めた場合)	100分の10

② 一般職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
一般職本給表 (一) 7級以上	第13条第2項に規定する職務区分Ⅰ種の職員	100分の25
	同上職務区分Ⅱ種の職員	100分の15
	同上職務区分Ⅲ種の職員 (特に機構が認めた場合)	100分の10

(4) 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第35条の規定により解雇された場合（同規則第1号に該当して解雇した職員を除く。）

二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第41条の規定により懲戒解雇された場合

三 職員が基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し又は解

雇された職員（前号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

四 第4項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合

五 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号。以下「育児休業等規程」という。）により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

4 機構は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

5 機構は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 機構は、一時差し止処分を行う場合に、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付し

なければならない。

- 7 前各項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、解雇された職員又は死亡した職員（第3項に規定する職員を除く。）に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績（研究教育職本給表の適用を受ける職員にあっては、基準日以前の直近の業績評価とする。）に応じて、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第2項（2）表に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（同項（3）表に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額。）を加算した額。）（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合及び勤務成績に応じて機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額とする。ただし、研究教育職員以外の職員に支給される額は、機構が定める総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	支 給 割 合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30

1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 3 前条第3項から第6項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において期末手当とあるのは勤勉手当と読み替えるものとする。
- 4 前各項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、水沢地区、乗鞍地区、野辺山地区、六ヶ所地区及び神岡地区に常時勤務する職員（第34条第1項及び第2項の規定により給与の支給を受ける職員で次の第1号に該当する者以外の者（以下「有給休職者」という。）を含む。）で、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する職員に支給する。ただし、次に該当する者には支給しない。

- 一 本邦外にある者（世帯主である職員でその扶養親族が基準日に本邦に居住する者を除く。）
- 二 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の者
- 三 刑事休職者
- 四 無給休職者
- 五 停職者
- 六 専従休職者
- 七 育児休業職員
- 八 配偶者同行休業職員

- 2 前項に定めるもののほか、寒冷地手当に関し必要な事項は、別に定める。
(研究代表者等特別手当)

第33条の2 研究代表者等特別手当は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究代表者等人件費制度実施要領（令和3年10月21日機構長決定。以下「PI等人件費制度実施要領」という。）第8条第2項に定める承認を得た者のうち、同要領第7条第2項に定める研究代表者等特別手当の支給を選択した者に支給する。

- 2 研究代表者等特別手当の額は、PI等人件費制度実施要領第9条第2項に基づき確認した額とする。
- 3 研究代表者等特別手当の支給に当たっては、第36条から第37条の2までの規定及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員任免規程（平成16年自機規程第34

号。以下「任免規程」という。) 第17条の規定は適用しない。

(特定の職員についての適用除外)

第33条の3 第14条, 第14条の2, 第16条, 第17条, 第20条及び第21条の規定は, 第22条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

(休職者の給与)

第34条 職員が業務上の傷病又は通勤途上による傷病により就業規則第11条第1項第1号により休職された場合には, その休職の期間中, これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には, その休職期間が1年(結核性疾病にあつては2年)に達するまでは, 本給, 業績給の月額, 扶養手当, 特別調整手当, 広域異動手当, 住居手当, 期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が任免規程第15条第1項第1号による休職にされた場合には, その休職期間中, 本給, 業績給の月額, 扶養手当, 特別調整手当, 広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が任免規程第15条第1項第2号による休職にされた場合には, その休職期間中, 本給, 業績給の月額, 扶養手当, 特別調整手当, 広域異動手当, 住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 任免規程第15条第1項第3号から5号までに規定する期間については, 給与を支給しない。

6 職員が任免規程第15条第1項第6号の規定に該当して休職にされた場合で, 当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは, 第2項に掲げる給与の100分の100を支給することができる。

7 職員が任免規程第15条第1項第6号の規定に該当して休職にされた場合で, 当該休職に係る生死不明又は所在不明(前項の所在不明を除く。)と認められるときは, 第2項に掲げる給与の100分の70以内を支給することができる。

8 職員が第3項及び第4項により休職にされた場合におけるその休職中の給与については, 機構が別に定める。

9 第2項から第4項までの規定による本給, 業績給の月額及び特別調整手当の月額に1円未満の端数があるときは, それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

10 第2項又は第4項に規定する職員が, 当該各項に規定する期間内で第31条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し, 又は死亡したときは, 同項の規定により定める日に, 当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし, 別に定める職員については, この限りでない。

(派遣職員の給与)

第35条 派遣職員には、別に定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、本給、業績給の月額、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内を支給する。

2 派遣先の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると機構長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。

3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者（職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。）に対して支払うことができる。

（育児休業者の給与）

第36条 育児休業等規程により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 育児休業をしていた職員（第5条第2項第4号に定める本給表の適用を受ける者を除く。）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本給月額を調整することができる。

四 職員が部分休業（育児休業等規程第15条に規定する部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

五 前各号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業者の給与）

第37条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員介護休業等規程（平成16年自機規程第7号）により介護休業等をする職員の給与については、第38条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（配偶者同行休業者の給与）

第37条の2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員配偶者同行休業規程（平成2

6年自機規程第97号)により配偶者同行休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 配偶者同行休業をしていた職員(第5条第2項第4号に定める本給表の適用を受ける者を除く。)が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本給月額を調整することができる。

2 前項に規定するもののほか、配偶者同行休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。
(給与の減額)

第38条 職員が勤務しないときは、勤務時間、休暇等規程第5条の2第1項に規定する超勤代休時間、就業規則第24条の規定による休日である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数及び部分休業の時間数の合計とし、その合計時間数に15分単位未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(本給及び業績給の月額の半減)

第39条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給及び業績給の月額の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給及び業績給の月額の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(減給)

第40条 就業規則第41条第1項第2号に規定する減給は、平均賃金(算定すべき事由の発生した日(減給の意思表示が職員に到達した日)以前3箇月間における職員の平均賃金をいい、その以前3箇月間とは、算定事由の発生した日は含まれず、その前日から遡って暦日の3箇月について算定する。)に、職員に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で割った金額とする。ただし、次の期間がある場合は、その日数及び給与額は、先の期間及び給与総額には含まない。

- 一 業務上の傷病にかかり休職した期間
- 二 産前産後の休暇の期間
- 三 育児・介護休業期間

四 試用期間

五 機構の責めに帰すべき事由により休職した期間

2 前項ただし書の給与総額とは、算定期間中に支払われる労基法第11条に規定する給与のすべてをいう。ただし、期末手当、勤勉手当等臨時に支払われた給与については給与総額には含まない。

3 第1項ただし書に定める期間が、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3箇月以上にわたる場合の平均賃金は、その期間の最初の日をもって、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなす。

4 前3項までに定めるもののほか、減給に関し必要な事項は、機構が別に定める。

(日割計算)

第41条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇級等により、本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、業績給の月額、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、初任給調整手当の支給について準用する。

(端数計算)

第42条 第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第36条から第38条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第43条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、機構が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第45条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると機構が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

平成31年 1月29日改正

令和 6年 1月25日改正

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表については一般職本給表とし、教育職俸給表については研究教育職本給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。
- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級と同一とする。ただし、昇級又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給月額を決定する。
- 4 この規程を実施するにあたって必要な技術的事項については、当分の間、関係人事院規則の例によるものとする。
- 5 当分の間、次の各号に掲げる本給表の適用を受ける職員の本給月額は、当該職員が満60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - 一 一般職本給表（一）
 - 二 一般職本給表（二）
- 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第16号）第12条第1項の規定に基づき雇用される臨時的雇用職員
 - 二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員配偶者同行休業規程（平成26年自機規程第97号）第16条第1項の規定に基づき雇用される臨時的雇用職員
 - 三 就業規則第10条の2第2項の規定により満60歳に達した日以後の最初の3月31日から引き続き管理監督職である者（当該管理監督職の期間に限る。）
- 7 就業規則第10条の2に規定する他の職への配置換（以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換」という。）をされた職員であって、当該他の職への配置換をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日

本給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

- 8 前項の規定により本給として支給される差額に相当する額と附則第5項の規定による当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額(以下「上限額」という。)と当該職員の受ける附則第5項の規定による本給月額」とする。
- 9 管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢による配置換をされた場合は、異動日に附則第5項の規定により当該職員が受ける本給月額(以下「異動日本給月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する本給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第9項基礎本給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第9項基礎本給月額と異動日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 10 前項の規定により本給として支給される差額に相当する額と第5項の規定による当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9項基礎本給月額と異動日本給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給与規程附則第5項の規定による本給月額との差額」とする。
- 11 第5項の規定の適用を受ける職員に対する第28条第3項各号の規定の適用については、当分の間、第28条第3項第1号及び第2号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。
- 12 第5項の規定の適用を受ける職員に対する第29条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額表に掲げる調整基本額」とあるのは「調整基本額表に掲げる調整基本額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第19条に規定する衛生管理者手当については、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 3 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（機構の定める職員にあっては、機構の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 第2項後段の規定により新級を決定される職員（切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。
- 5 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における新号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
 - 一 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額（以下「旧本給月額」という。）が旧級に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧本給月額及び経過期間（機構の定める職員にあっては、機構の定める期間）に応じて附則別表第4に定める号給
 - 二 旧級が一般職本給表（一）の1級である職員又は旧級が一般職本給表（二）の3級である職員のうち旧本給月額が旧級に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられていないもの 別に定める号給
 - 三 旧本給月額が附則別表第5に掲げられている職員 新級、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第5に定める号給

四 新級が一般職本給表（一）の10級となる職員のうち旧本給月額が附則別表第5に掲げられていないもの 新級の15号給

五 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

7 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（平成21年12月1日において適用される本給表、級及び号給が、それぞれ次の表の本給表欄、級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の者にあつては、当該本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行する附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

本給表	級	号給
一般職（一）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職（二）	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
研究教育職	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

8 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

9 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用につ

いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第9条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

本給表	旧級	新級
一般職本給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
10級		
一般職本給表（二）	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3項関係）

イ 旧級が一般職本給表（一）の1級から10級である職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

旧号給	経過期間	旧 級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未満			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未満			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			

旧号給	経過期間	旧 級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
23	3月未満			89	67	93	81					
	3月以上6月未満			90	67	94	82					
	6月以上9月未満			91	68	95	83					
	9月以上12月未満			92	68	96	84					
	12月以上			93	69	97	85					
24	3月未満			93	69	97	85					
	3月以上6月未満			94	70	98	86					
	6月以上9月未満			95	71	99	87					
	9月以上12月未満			96	72	100	88					
	12月以上			97	73	101	89					
25	3月未満			97	73	101						
	3月以上6月未満			98	73	102						
	6月以上9月未満			99	74	103						
	9月以上12月未満			100	74	104						
	12月以上			101	75	105						
26	3月未満			101	75	105						
	3月以上6月未満			102	75	106						
	6月以上9月未満			103	76	107						
	9月以上12月未満			104	76	108						
	12月以上			105	77	109						
27	3月未満			105	77							
	3月以上6月未満			106	78							
	6月以上9月未満			107	79							
	9月以上12月未満			108	80							
	12月以上			109	81							
28	3月未満			109	81							
	3月以上6月未満			110	82							
	6月以上9月未満			111	83							
	9月以上12月未満			112	84							
	12月以上			113	85							
29	3月未満			113								
	3月以上6月未満			114								
	6月以上9月未満			115								
	9月以上12月未満			116								
	12月以上			117								
30	3月未満			117								
	3月以上6月未満			118								
	6月以上9月未満			119								
	9月以上12月未満			120								
	12月以上			121								
31	3月未満			121								
	3月以上6月未満			122								
	6月以上9月未満			123								
	9月以上12月未満			124								
	12月以上			125								
32	3月未満			125								
	3月以上6月未満			125								
	6月以上9月未満			125								
	9月以上12月未満			125								
	12月以上			125								

ロ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	5	1	1
	3月以上6月未満			1	1	6	1	1
	6月以上9月未満			1	1	7	1	1
	9月以上12月未満			1	1	8	1	1
	12月以上			1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25	25

旧号給	旧 級						
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

旧号給	経過期間	旧 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 旧級が研究教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
34	3月未満		129	129			
	3月以上6月未満		130	130			
	6月以上9月未満		131	131			
	9月以上12月未満		132	132			
	12月以上		133	133			
35	3月未満		133				
	3月以上6月未満		134				
	6月以上9月未満		135				
	9月以上12月未満		136				
	12月以上		137				
36	3月未満		137				
	3月以上6月未満		138				
	6月以上9月未満		139				
	9月以上12月未満		140				
	12月以上		141				
37	3月未満		141				
	3月以上6月未満		142				
	6月以上9月未満		143				
	9月以上12月未満		144				
	12月以上		145				
38	3月未満		145				
	3月以上6月未満		146				
	6月以上9月未満		147				
	9月以上12月未満		148				
	12月以上		149				

附則別表第3 号給の切替表（附則第4項関係）

イ 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員の新号給

旧号給	新 級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

旧号給	新 級		9 級	1 0 級
	経過期間			
12	3 月未満		21	1
	3 月以上 6 月未満		22	2
	6 月以上 9 月未満		23	3
	9 月以上 12 月未満		24	4
	12 月以上		25	5
13	3 月未満		25	5
	3 月以上 6 月未満		26	6
	6 月以上 9 月未満		27	7
	9 月以上 12 月未満		28	8
	12 月以上		29	9
14	3 月未満		29	9
	3 月以上 6 月未満		30	10
	6 月以上 9 月未満		31	11
	9 月以上 12 月未満		32	12
	12 月以上		33	13
15	3 月未満		33	13
	3 月以上 6 月未満		34	13
	6 月以上 9 月未満		35	13
	9 月以上 12 月未満		36	14
	12 月以上		37	14

附則別表第4 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員以外の職員の新号給

イ 一般職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
4 級	365,400 円	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

ロ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額						
2 級	278,600 円		129	130	131	132	133
	280,100		133	134	135	136	137
3 級	308,600		97	98	99	100	101
	310,400		101	102	103	104	105
	312,200		105	106	107	108	109
	314,000		109	109	110	110	111
4 級	326,100		129	130	131	132	133
5 級	350,300		93	94	95	96	97
	352,500		97	98	99	100	101

ハ 研究教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額						
1 級	355,500 円		149	150	151	152	153
	357,700		153	154	155	156	157
2 級	412,200		133	134	135	136	137
	415,000		137	138	139	140	141
3 級	472,500		109	110	111	112	113
	475,500		113	114	115	116	117
4 級	505,300		93	94	95	96	97
	508,600		97	98	99	100	101
5 級	592,800		73	74	75	76	77
	597,400		77	78	79	80	81

附則別表第5 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新 級						
580,300 円	9 級		37	38	39	40	41
	10 級		14	14	15	15	15

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までの間においては、改正後の給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 3 改正後の給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1項の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、機構が定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に定めるところによる。
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動があった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第31条第2項の規定の適用については、第31条第2項表（1）上段「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第7項を改正する規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 3 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第39条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下「本給月額減額基礎額」という。））
 - 二 特別調整手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する特別調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する特別調整手当の月額）
 - 三 広域異動手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
 - 四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第31条第2項（2）表に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項（2）表に定める加算割合を乗じて得た額（同項（3）表に定める職員（以下「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項（3）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同

項（１）表に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（４）表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第2項（2）表に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項（2）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（3）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（1）表に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（4）表に定める割合を乗じて得た額）

五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額合計額（第31条第2項（2）表に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項（2）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、本給月額に同項（3）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第2項（2）表に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項（2）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（3）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額）

六 第34条第1項から第4項まで又は第6項及び第7項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第34条第1項 前各号に定める額

ロ 第34条第2項、第4項、第6項又は第7項 第一号及び第三号から第五号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第34条第3項 第一号並びに第三号及び第四号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	6級

研究教育職本給表	5 級
----------	-----

- 4 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第23条から第25条まで又は第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額合計額に155で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額合計額に155で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第9条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号級数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第7項を改正する規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 平成24年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。以下「除外職員」という。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。
- 4 平成25年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

5 平成26年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月19日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第14条の2、第17条及び第28条は、平成27年4月1日から適用する。

2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、機構の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 平成27年3月31日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第一号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第二号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

5 平成27年4月1日前に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1

号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、機構の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（機構が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項に規定する特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、機構の定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、機構の定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 前3項の規定による本給を支給される職員に関する第31条第2項及び第32条第2項の規定の適用については、「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の給与規程附則第3項から第5項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間における第22条第3項の規定による在勤基本手当の基準額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準額を適用する。

在勤基本手当の基準額

名称	国, 地域	1号	2号	3号	4号	5号
国立天文台ハワイ観測所	アメリカ合衆国, ホノルル	円 489,000	円 425,200	円 361,400	円 318,900	円 276,400
国立天文台チリ観測所	チリ共和国, サンティアゴ	556,100	483,600	411,100	362,700	314,300
国立天文台TMT推進室 (パサデナ)	アメリカ合衆国, ロサンゼルス	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、改正後の第33条の2の規定については、平成26年10月1日から適用する。

附 則

令和2年1月31日改正

- この規程は、平成29年3月1日から施行する。ただし、改正後の第12条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3まで及び第13条並びに第30条の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 改正後の第12条第3項の規定に定める扶養手当の額は、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間、第12条第1項ただし書き及び当該規定を適用せず次の表に定める額とする。

改正後の第12条第2項各号に掲げる扶養親族	改正後の第12条に定める者	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
第1号	一般職 (一) 9級以上職員 (改正後の第12条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	一般職 (一) 8級職員等(改正後の第12条第3項各号に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	10,000円	6,500円	6,500円
第2号	一般職 (一) 9級以上職員	8,000円	10,000円	10,000円
	一般職 (一) 8級職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	それ以外の者	8,000円	10,000円	10,000円
第3号から第6号まで	一般職 (一) 9級	6,500円	6,500円	3,500円

	以上職員			
	一般職 (一) 8級 職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	それ以外の 者	6,500円	6,500円	6,500円

4 改正後の第12条第2項第1号に掲げる扶養親族がない場合にあつては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、そのうち1人につき次の各号に定める額とする。ただし、いずれにも該当する場合には、第1号に定める額とする。

一 改正後の第12条第2項第2号 10,000円

二 改正後の第12条第2項第3号から第6号まで 9,000円

5 改正後の第12条第5項については平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	<p>5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を機構に届け出なければならない。</p> <p>一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知すべきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。</p>

	<p>三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>
平成30年4月1日から令和2年3月31日まで	<p>5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を機構に届け出なければならない。</p> <p>一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。</p>

6 改正後の第12条第6項については平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から令和2年3月31日まで	<p>6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、解雇され、又は</p>

	<p>死亡した日，扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし，扶養手当の支給の開始については，同項の規定による届出が，これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から行うものとする。</p>
--	--

7 改正後の第12条第7項については平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間，当該規定は適用せず，次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	<p>7 扶養手当は，次の各号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては，これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は，第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。），扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配</p>

	<p>偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの</p>

	<p>規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>三 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級以上職員等（一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員のことをいう。以下同じ。）が一般職（一）8級以上職員等以外の職員となった場合</p> <p>四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級以上職員等以外の者が一般職（一）8級以上職員等となった場合</p> <p>五 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>
--	--

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月22日から施行する。ただし、第3項及び第4項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3まで及び第30条の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、第5条第2項第4号に規定する研究教育職本給年俸表の適用を受けるもの（以下この項において「研究教育職本給年俸表適用職員」という。）及び研究教育職年俸表適用職員以外の職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成27年1月1日において第9条第1項の規定により昇給した職員（以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場

合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 4 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号）第15条に規定する育児部分休業の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号）第15条に規定する育児部分休業の適用を受ける職員の本給月額を、当該号給に応じた額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、平成30年1月1日から適用する。

附 則（平成30年5月24日改正）

この規程は、平成30年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月29日改正）

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。ただし、改正後の第31条第2項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3まで及び第13条並びに第30条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月25日改正）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年7月25日改正）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日改正）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日改正）

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。ただし、改正後の第15条第1項及び第2項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3までの規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 令和2年4月1日の前日において改正前の第15条第1項及び第2項の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（機構で別に定める職員を除く。）に対しては、令和2年4月

1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で機構が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 改正後の第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

4 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年3月26日改正）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第32条第1項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に改正前の規程第5条第2項第4号の適用を受ける者は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日において、改正後の規程第5条第2項第4号の適用を受ける者となるものとする。

附 則（令和2年6月26日改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台ハワイ観測所及び国立天文台TMTプロジェクト（パサデナ）に係る部分を除く。）は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月22日改正）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日改正）

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年5月27日改正）

この規程は、令和3年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定に掲げる在勤基本手当の基準額に定める名称は、令和3年3月1日から適用する。

附 則（令和4年3月25日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月26日改正）

この規程は、令和4年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年12月22日改正）

この規程は、令和5年1月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、令和4年8月1日から適用する。

附 則（令和5年1月30日改正）

- 1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる別表第1から別表第3まで及び別表第5の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年2月16日改正）

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 第22条第3項の規定で定める額は、令和4年4月から7月までの月分については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

名称	国，地域	1号	2号	3号	4号	5号
国立天文台ハワイ観測所	アメリカ合衆国，ホノルル	円 599,000	円 532,400	円 465,900	円 399,300	円 346,100
国立天文台チリ観測所及びアルマプロジェクト	チリ共和国，サンティアゴ	537,100	477,400	417,700	358,100	310,300
国立天文台カリフォルニア事務所	アメリカ合衆国，ロサンゼルス	664,800	590,900	517,000	443,200	384,100

附 則（令和5年3月23日改正）

この規程は、令和5年3月23日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、令和5年1月1日から適用する。

附 則（令和5年5月18日改正）

この規程は、令和5年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台ハワイ観測所及び国立天文台カリフォルニア事務所に係る部分を除く。）は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年9月21日改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行し、令和5年8月1日から適用する。

附 則（令和6年1月25日改正）

- 1 この規程は、令和6年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 改正後の第5条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる別表第1から別表第3まで及び別表第5の規定並びに第30条第1項の規定 令和5年4月1日
 - 二 改正後の第31条第2項に定める（1）期別支給割合の規定 令和5年12月1日
- 2 令和5年12月に支給する期末手当に関する改正後の第31条第2項に定める（1）期別支給割合の適用については、「100分の122.5」とあるのは「100分の1

25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							

別表第1 一般職本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		

別表第2 一般職本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,800	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,200	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,600	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,900	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	231,000	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,800	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,600	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,200	285,100	339,800	387,100	460,100
25	238,000	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,100	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,100	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,100	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,600	318,300	366,700	409,800	491,000
40	263,100	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	269,900	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,400	323,400	378,300	419,400	504,100
47	272,900	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,200	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,400	325,600	382,800	423,600	509,400
50	275,900	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,400	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,000	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,500	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,300	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,800	335,300	402,400	436,700	529,800

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
64	284,500	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,300	336,800	404,800	438,500	531,400
66	285,900	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,700	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,400	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,800	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,700	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,400	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,900	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,800	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,700	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,500	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,300	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,200	351,600	416,900	453,100	
83	299,000	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,000	354,000	417,900	454,400	
86	300,800	354,600	418,300	454,800	
87	301,600	355,200	418,700	455,200	
88	302,400	355,800	419,100	455,500	
89	303,300	356,300	419,400	455,800	
90	303,900	356,700	419,800	456,100	
91	304,500	357,100	420,200	456,600	
92	305,100	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,300	358,300	421,200	457,500	
95	306,900	358,800	421,500	457,800	

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
96	307,500	359,200	421,800	458,100	
97	307,700	359,800	422,100	458,400	
98	308,200	360,300	422,500	458,900	
99	308,700	360,700	422,800	459,200	
100	309,200	361,200	423,100	459,500	
101	309,400	361,600	423,400	459,800	
102	309,800	362,100	423,800		
103	310,100	362,400	424,100		
104	310,600	362,800	424,400		
105	311,000	363,300	424,700		
106	311,300	363,700	425,000		
107	311,600	364,200	425,300		
108	311,900	364,700	425,600		
109	312,100	365,100	425,900		
110	312,500	365,600	426,200		
111	312,900	366,100	426,500		
112	313,300	366,500	426,800		
113	313,600	366,900	427,100		
114	314,000	367,300	427,400		
115	314,300	367,800	427,700		
116	314,600	368,200	428,000		
117	314,900	368,600	428,200		
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			
121	316,300	370,200			
122	316,500	370,600			
123	316,800	371,100			
124	317,100	371,400			
125	317,400	371,800			
126	317,600	372,300			
127	317,900	372,800			

別表第3 研究教育職本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
128	318,300	373,200			
129	318,600	373,600			
130	318,900	374,100			
131	319,300	374,600			
132	319,500	375,100			
133	319,700	375,600			
134	320,000	376,100			
135	320,300	376,600			
136	320,500	377,100			
137	320,800	377,600			
138	321,000	378,100			
139	321,300	378,600			
140	321,600	379,100			
141	321,900	379,600			
142	322,300				
143	322,700				
144	323,100				
145	323,300				
146	323,700				
147	324,000				
148	324,400				
149	324,600				
150	325,000				
151	325,300				
152	325,700				
153	325,900				
154	326,300				
155	326,700				
156	327,100				
157	327,300				

別表第4 研究教育職本給年俸表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
	円	円	円	円	円
1	1,920,000	2,400,000	3,120,000	3,720,000	4,800,000
2	2,040,000	2,520,000	3,240,000	3,840,000	4,920,000
3	2,160,000	2,640,000	3,360,000	3,960,000	5,040,000
4	2,280,000	2,760,000	3,480,000	4,080,000	5,160,000
5	2,400,000	2,880,000	3,600,000	4,200,000	5,280,000
6	2,520,000	3,000,000	3,720,000	4,320,000	5,400,000
7	2,640,000	3,120,000	3,840,000	4,440,000	5,520,000
8	2,760,000	3,240,000	3,960,000	4,560,000	5,640,000
9	2,880,000	3,360,000	4,080,000	4,680,000	5,760,000
10	3,000,000	3,480,000	4,200,000	4,800,000	5,880,000
11	3,120,000	3,600,000	4,320,000	4,920,000	6,000,000
12	3,240,000	3,720,000	4,440,000	5,040,000	6,120,000
13	3,360,000	3,840,000	4,560,000	5,160,000	6,240,000
14	3,480,000	3,960,000	4,680,000	5,280,000	6,360,000
15	3,600,000	4,080,000	4,800,000	5,400,000	6,480,000
16	3,720,000	4,200,000	4,920,000	5,520,000	6,600,000
17	3,840,000	4,320,000	5,040,000	5,640,000	6,720,000
18	3,960,000	4,440,000	5,160,000	5,760,000	6,840,000
19	4,080,000	4,560,000	5,280,000	5,880,000	6,960,000
20	4,200,000	4,680,000	5,400,000	6,000,000	7,080,000
21	4,320,000	4,800,000	5,520,000	6,120,000	7,200,000
22	4,440,000	4,920,000	5,640,000	6,240,000	7,320,000
23	4,560,000	5,040,000	5,760,000	6,360,000	7,440,000
24	4,680,000	5,160,000	5,880,000	6,480,000	7,560,000
25	4,800,000	5,280,000	6,000,000	6,600,000	7,680,000
26	4,920,000	5,400,000	6,120,000	6,720,000	7,800,000
27	5,040,000	5,520,000	6,240,000	6,840,000	7,920,000
28	5,160,000	5,640,000	6,360,000	6,960,000	8,040,000
29	5,280,000	5,760,000	6,480,000	7,080,000	8,160,000
30	5,400,000	5,880,000	6,600,000	7,200,000	8,280,000
31	5,520,000	6,000,000	6,720,000	7,320,000	8,400,000

別表第4 研究教育職本給年俸表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
32	5,640,000	6,120,000	6,840,000	7,440,000	8,520,000
33	5,760,000	6,240,000	6,960,000	7,560,000	8,640,000
34	5,880,000	6,360,000	7,080,000	7,680,000	8,760,000
35	6,000,000	6,480,000	7,200,000	7,800,000	8,880,000
36	6,120,000	6,600,000	7,320,000	7,920,000	9,000,000
37	6,240,000	6,720,000	7,440,000	8,040,000	9,120,000
38	6,360,000	6,840,000	7,560,000	8,160,000	9,240,000
39	6,480,000	6,960,000	7,680,000	8,280,000	9,360,000
40	6,600,000	7,080,000	7,800,000	8,400,000	9,480,000
41	6,720,000	7,200,000	7,920,000	8,520,000	9,600,000
42	6,840,000	7,320,000	8,040,000	8,640,000	9,720,000
43	6,960,000	7,440,000	8,160,000	8,760,000	9,840,000
44	7,080,000	7,560,000	8,280,000	8,880,000	9,960,000
45	7,200,000	7,680,000	8,400,000	9,000,000	10,080,000
46	7,320,000	7,800,000	8,520,000	9,120,000	10,200,000
47	7,440,000	7,920,000	8,640,000	9,240,000	10,320,000
48	7,560,000	8,040,000	8,760,000	9,360,000	10,440,000
49	7,680,000	8,160,000	8,880,000	9,480,000	10,560,000
50	7,800,000	8,280,000	9,000,000	9,600,000	10,680,000
51	7,920,000	8,400,000	9,120,000	9,720,000	10,800,000
52		8,520,000	9,240,000	9,840,000	10,920,000
53		8,640,000	9,360,000	9,960,000	11,040,000
54		8,760,000	9,480,000	10,080,000	11,160,000
55		8,880,000	9,600,000	10,200,000	11,280,000
56		9,000,000	9,720,000	10,320,000	11,400,000
57		9,120,000	9,840,000	10,440,000	11,520,000
58		9,240,000	9,960,000	10,560,000	11,640,000
59		9,360,000	10,080,000	10,680,000	11,760,000
60			10,200,000	10,800,000	11,880,000
61			10,320,000	10,920,000	12,000,000
62			10,440,000	11,040,000	12,120,000
63			10,560,000	11,160,000	12,240,000

別表第4 研究教育職本給年俸表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
64				11,280,000	12,360,000
65					12,480,000
66					12,600,000
67					12,720,000
68					12,840,000
69					12,960,000
70					13,080,000
71					13,200,000
72					13,320,000
73					13,440,000

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
	円	円	円	円	円
1	2,290,800	2,797,200	3,488,400	4,027,200	4,922,400
2	2,316,000	2,824,800	3,519,600	4,062,000	4,950,000
3	2,341,200	2,851,200	3,548,400	4,098,000	4,975,200
4	2,365,200	2,875,200	3,576,000	4,134,000	5,000,400
5	2,388,000	2,900,400	3,603,600	4,168,800	5,023,200
6	2,416,800	2,920,800	3,631,200	4,197,600	5,052,000
7	2,446,800	2,941,200	3,656,400	4,227,600	5,078,400
8	2,475,600	2,962,800	3,682,800	4,256,400	5,106,000
9	2,505,600	2,988,000	3,710,400	4,286,400	5,126,400
10	2,534,400	3,015,600	3,739,200	4,317,600	5,156,400
11	2,563,200	3,043,200	3,768,000	4,348,800	5,182,800
12	2,590,800	3,067,200	3,796,800	4,382,400	5,209,200
13	2,614,800	3,092,400	3,824,400	4,413,600	5,226,000
14	2,637,600	3,121,200	3,848,400	4,434,000	5,252,400
15	2,658,000	3,148,800	3,872,400	4,460,400	5,278,800
16	2,679,600	3,176,400	3,892,800	4,486,800	5,306,400
17	2,703,600	3,199,200	3,916,800	4,507,200	5,331,600
18	2,720,400	3,232,800	3,938,400	4,531,200	5,359,200
19	2,736,000	3,266,400	3,960,000	4,555,200	5,385,600
20	2,752,800	3,298,800	3,980,400	4,576,800	5,413,200
21	2,772,000	3,331,200	3,997,200	4,598,400	5,437,200
22	2,793,600	3,362,400	4,026,000	4,616,400	5,464,800
23	2,815,200	3,392,400	4,051,200	4,630,800	5,493,600
24	2,834,400	3,421,200	4,077,600	4,645,200	5,521,200
25	2,856,000	3,450,000	4,099,200	4,658,400	5,545,200
26	2,881,200	3,480,000	4,122,000	4,678,800	5,570,400
27	2,905,200	3,508,800	4,147,200	4,699,200	5,595,600
28	2,929,200	3,538,800	4,172,400	4,719,600	5,620,800
29	2,949,600	3,567,600	4,195,200	4,740,000	5,644,800
30	2,972,400	3,595,200	4,218,000	4,759,200	5,672,400
31	2,996,400	3,621,600	4,239,600	4,776,000	5,698,800

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
32	3,020,400	3,648,000	4,260,000	4,791,600	5,721,600
33	3,043,200	3,674,400	4,282,800	4,810,800	5,744,400
34	3,060,000	3,700,800	4,302,000	4,830,000	5,769,600
35	3,075,600	3,730,800	4,320,000	4,848,000	5,796,000
36	3,091,200	3,757,200	4,336,800	4,868,400	5,820,000
37	3,106,800	3,784,800	4,353,600	4,881,600	5,845,200
38	3,122,400	3,800,400	4,377,600	4,899,600	5,869,200
39	3,139,200	3,819,600	4,400,400	4,917,600	5,892,000
40	3,157,200	3,836,400	4,420,800	4,932,000	5,914,800
41	3,175,200	3,853,200	4,441,200	4,942,800	5,938,800
42	3,194,400	3,858,000	4,462,800	4,962,000	5,961,600
43	3,211,200	3,862,800	4,482,000	4,980,000	5,982,000
44	3,228,000	3,867,600	4,498,800	4,999,200	6,004,800
45	3,238,800	3,874,800	4,519,200	5,014,800	6,027,600
46	3,256,800	3,880,800	4,539,600	5,032,800	6,049,200
47	3,274,800	3,890,400	4,557,600	5,049,600	6,070,800
48	3,290,400	3,900,000	4,575,600	5,067,600	6,092,400
49	3,304,800	3,907,200	4,593,600	5,083,200	6,112,800
50	3,310,800	3,915,600	4,612,800	5,097,600	6,133,200
51	3,316,800	3,924,000	4,630,800	5,113,200	6,154,800
52	3,324,000	3,932,400	4,650,000	5,127,600	6,177,600
53	3,330,000	3,944,400	4,663,200	5,136,000	6,195,600
54	3,336,000	3,952,800	4,681,200	5,146,800	6,214,800
55	3,339,600	3,957,600	4,698,000	5,157,600	6,235,200
56	3,344,400	3,964,800	4,717,200	5,168,400	6,254,400
57	3,349,200	3,969,600	4,732,800	5,178,000	6,273,600
58	3,358,800	3,978,000	4,749,600	5,188,800	6,289,200
59	3,368,400	3,986,400	4,765,200	5,199,600	6,304,800
60	3,378,000	3,993,600	4,780,800	5,209,200	6,319,200
61	3,387,600	4,002,000	4,795,200	5,217,600	6,333,600
62	3,397,200	4,012,800	4,812,000	5,228,400	6,345,600
63	3,405,600	4,023,600	4,828,800	5,240,400	6,357,600

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
64	3,414,000	4,033,200	4,845,600	5,251,200	6,369,600
65	3,423,600	4,041,600	4,857,600	5,262,000	6,376,800
66	3,430,800	4,053,600	4,870,800	5,272,800	6,387,600
67	3,440,400	4,062,000	4,882,800	5,284,800	6,398,400
68	3,448,800	4,074,000	4,896,000	5,295,600	6,409,200
69	3,454,800	4,081,200	4,906,800	5,307,600	6,420,000
70	3,463,200	4,092,000	4,916,400	5,319,600	6,429,600
71	3,471,600	4,102,800	4,926,000	5,330,400	6,438,000
72	3,480,000	4,113,600	4,934,400	5,342,400	6,444,000
73	3,489,600	4,117,200	4,942,800	5,354,400	6,452,400
74	3,500,400	4,129,200	4,953,600	5,365,200	6,458,400
75	3,510,000	4,141,200	4,963,200	5,376,000	6,468,000
76	3,520,800	4,153,200	4,971,600	5,388,000	6,475,200
77	3,526,800	4,165,200	4,978,800	5,397,600	6,481,200
78	3,537,600	4,176,000	4,984,800	5,403,600	6,488,400
79	3,548,400	4,186,800	4,989,600	5,412,000	6,495,600
80	3,558,000	4,197,600	4,994,400	5,419,200	6,502,800
81	3,567,600	4,208,400	4,998,000	5,428,800	6,510,000
82	3,578,400	4,219,200	5,002,800	5,437,200	
83	3,588,000	4,230,000	5,006,400	5,440,800	
84	3,596,400	4,240,800	5,011,200	5,448,000	
85	3,600,000	4,248,000	5,014,800	5,452,800	
86	3,609,600	4,255,200	5,019,600	5,457,600	
87	3,619,200	4,262,400	5,024,400	5,462,400	
88	3,628,800	4,269,600	5,029,200	5,466,000	
89	3,639,600	4,275,600	5,032,800	5,469,600	
90	3,646,800	4,280,400	5,037,600	5,473,200	
91	3,654,000	4,285,200	5,042,400	5,479,200	
92	3,661,200	4,290,000	5,046,000	5,482,800	
93	3,667,200	4,294,800	5,049,600	5,486,400	
94	3,675,600	4,299,600	5,054,400	5,490,000	
95	3,682,800	4,305,600	5,058,000	5,493,600	

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
96	3,690,000	4,310,400	5,061,600	5,497,200	
97	3,692,400	4,317,600	5,065,200	5,500,800	
98	3,698,400	4,323,600	5,070,000	5,506,800	
99	3,704,400	4,328,400	5,073,600	5,510,400	
100	3,710,400	4,334,400	5,077,200	5,514,000	
101	3,712,800	4,339,200	5,080,800	5,517,600	
102	3,717,600	4,345,200	5,085,600		
103	3,721,200	4,348,800	5,089,200		
104	3,727,200	4,353,600	5,092,800		
105	3,732,000	4,359,600	5,096,400		
106	3,735,600	4,364,400	5,100,000		
107	3,739,200	4,370,400	5,103,600		
108	3,742,800	4,376,400	5,107,200		
109	3,745,200	4,381,200	5,110,800		
110	3,750,000	4,387,200	5,114,400		
111	3,754,800	4,393,200	5,118,000		
112	3,759,600	4,398,000	5,121,600		
113	3,763,200	4,402,800	5,125,200		
114	3,768,000	4,407,600	5,128,800		
115	3,771,600	4,413,600	5,132,400		
116	3,775,200	4,418,400	5,136,000		
117	3,778,800	4,423,200	5,138,400		
118	3,783,600	4,428,000			
119	3,788,400	4,434,000			
120	3,793,200	4,438,800			
121	3,795,600	4,442,400			
122	3,798,000	4,447,200			
123	3,801,600	4,453,200			
124	3,805,200	4,456,800			
125	3,808,800	4,461,600			
126	3,811,200	4,467,600			
127	3,814,800	4,473,600			

別表第5 研究教育職本給年俸表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
128	3,819,600	4,478,400			
129	3,823,200	4,483,200			
130	3,826,800	4,489,200			
131	3,831,600	4,495,200			
132	3,834,000	4,501,200			
133	3,836,400	4,507,200			
134	3,840,000	4,513,200			
135	3,843,600	4,519,200			
136	3,846,000	4,525,200			
137	3,849,600	4,531,200			
138	3,852,000	4,537,200			
139	3,855,600	4,543,200			
140	3,859,200	4,549,200			
141	3,862,800	4,555,200			
142	3,867,600				
143	3,872,400				
144	3,877,200				
145	3,879,600				
146	3,884,400				
147	3,888,000				
148	3,892,800				
149	3,895,200				
150	3,900,000				
151	3,903,600				
152	3,908,400				
153	3,910,800				
154	3,915,600				
155	3,920,400				
156	3,925,200				
157	3,927,600				